

くっちゃん経営持続化支援金交付要綱

令和3年4月27日
俱知安町要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、国の一時支援金または道の特別支援金の給付を受けた町内の事業者に対し、町独自に支援金を交付することについて、俱知安町補助金等交付規則（平成14年俱知安町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国の一時支援金または道の特別支援金の給付を受けていること。
- (2) 本町に本店を置いている法人または本町に住民登録がある個人事業主

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業者5万円とする。

(申請期間)

第4条 申請期間は、令和3年4月から令和3年10月までとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、くっちゃん経営持続化支援金交付申請書及び誓約書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を必要な添付書類とともに町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合していると認められたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者にくっちゃん経営持続化支援金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(不交付の決定)

第7条 町長は、申請書を受理し、その内容を審査した結果、要件に適合していないと認められたときは、支援金不交付の決定を行い、申請者にくっちゃん経営持続化支援金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(支援金の交付)

第8条 町長は、第6条に規定する交付決定及び額の確定を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第9条 町長は、第6条の規定により支援金の交付決定及び額の確定を受けた者又は第8条の規定により支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、支援金の交付の取消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるこ

とができる。

- (1) 交付申請に際し、虚偽の事実や不正行為があったとき。
- (2) 申請要件に該当しない状況となったとき。
- (3) この要綱又は町長の指示に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。